

令和8年度
佐倉市役所食堂運営事業(行政財産使用許可)
に係る公募型プロポーザル実施要領

令和8年 10 月
佐倉市

目次

1. 募集概要	1
（1）業務名称	1
（2）業務の背景及び目的	1
（3）募集方式	1
（4）食堂設置場所の概要	1
（5）業務内容等	3
（6）事業実施に係る期間（予定事業期間）	3
（7）協定書の締結	3
（8）使用条件	3
（9）事務局	3
2. 参加申込み等	4
（1）参加資格	4
（2）提案書及びプロポーザル時の言語、通貨及び単位等	4
（3）公募スケジュール	5
（4）参加申込み	5
（5）提案のための費用負担	6
（6）市からの疑義照会	6
（7）企画提案書の取扱い	6
3. 質問及び回答	7
（1）質問書の提出	7
（2）質問書に対する回答	7
4. 審査方法	7
（1）書類審査	8
（2）評価方法	8
（3）審査結果	8
5. 契約準備等	8
（1）詳細協議	8
（2）第1位候補者との協議が決裂した場合の措置	8
（3）その他	8

(添付資料)

別紙 1 令和 8 年度佐倉市役所食堂運営事業（行政財産使用許可）
仕様・条件書

別添 1 佐倉市役所位置図

別添 2 佐倉市役所内配置図

別添 3 （参考）佐倉市役所食堂 現行の座席配置図

別添 4 （参考・R7 実施）佐倉市役所食堂に関するアンケートについて
（結果要約・自由記述一覧）

別添 5 （参考・R1 導入時）厨房機器一覧表

様式 1 参加表明書

様式 2 質問書

様式 3 企画提案申込書

様式 4 誓約書

様式 5 会社（業務）概要書

様式 6 企画提案書

様式 7 辞退届

別表 令和 8 年度佐倉市役所食堂運営事業（行政財産使用許可）
に係る提案評価基準表

1. 募集概要

(1) 業務名称

令和8年度佐倉市役所食堂運営事業（行政財産使用許可）

(2) 業務の背景及び目的

佐倉市（以下「市」という。）では、令和元年度から市本庁舎地下1階に食堂設備を導入し、現在まで行政財産使用許可のもと、事業者による食堂運営が行われております。

現在の事業者による運営は、令和9年3月31日までとされておりますことから、市が定める条件のもと、安定した事業運営を行い、低廉な価格で作り立てのおいしい食事を提供してくださる食堂運営事業者を募集します。

本事業は、来庁者の利便性向上及び職員の福利厚生の実現を図るとともに、健康的で利用しやすい食事環境を継続的に提供することを目的とするものです。市は、本事業において特に次の事項を重視します。

- ・ 来庁者が利用しやすい食事サービスの提供
- ・ 職員の福利厚生の実現及び満足度の向上
- ・ 安全・安心な食事の提供及び衛生管理の徹底
- ・ 継続性の高い安定した事業運営
- ・ 災害発生時における市との協力体制の構築

事業者には、これらの目的及び考え方を踏まえた事業運営方針を提案することを求めます。

(3) 募集方式

公募型プロポーザル方式とします。

(4) 食堂設置場所の概要

市本庁舎地下1階

別紙1「佐倉市役所食堂運営事業（行政財産使用許可）公募にかかる仕様・条件書」、別添1「佐倉市役所位置図」及び2「佐倉市役所内配置図」を参照してください。

【公募物件概要】

対象物件	佐倉市海隣寺町97 佐倉市役所本庁舎地下1階
使用用途	食堂の運営

使用面積	64.43 m ² [厨房部分面積] 10.28 m ² [事務所部分面積] 4.14 m ² [自販機設置部分面積（現在の機器設置面積）] 25 m ² [駐車場・普通自動車 2 台分] ※その他事業実施に必要な面積については別途協議
使用料	佐倉市行政財産使用料条例第 5 条第 4 号の規定により免除
事業開始時期	令和 9 年 4 月
営業日・営業時間	① 営業日 原則として平日開庁日は営業すること ② 営業時間 午前 8 時から午後 6 時までの間で提案によるものとする。ただし、午前 11 時半から午後 2 時は必須営業時間とする。 ③ 11 時まで及び 13 時以降は、喫食スペースを市が打合せ・会議のため使用する場合があります。
参考	【職員数（会計年度任用職員等も含む）】約 820 人 【来庁者数（R7 年度 1 号館 1 階ロビー）】平均 約 887 人/日 8:30～ 57 人 9:00～ 104 人 10:00～ 114 人 11:00～ 119 人 12:00～ 100 人 13:00～ 116 人 14:00～ 109 人 15:00～ 96 人 16:00～ 72 人 【食堂利用者数（実績平均）】 R7 年度 4,051 人／月 R6 年度 3,976 人／月 R5 年度 3,582 人／月 【食堂売上額（実績平均）】 R7 年度 約 285 万円／月 R6 年度 約 262 万円／月 R5 年度 約 221 万円／月 【利用のピーク時間帯】11 時半から 12 時半 【自販機売上げ額（R7 年度実績平均）】 約 3.3 万円／月 【光熱水費（R7 年度実績平均）】

	水道：料金 32,602.5 円／月 使用量 56.5 m ³ ／月 電気：料金 97,458 円／月 使用量 3,548kWh／月 ガス：料金 116,439 円／月 使用量不明 【その他】 令和 8 年 9 月現在、福祉事業所による週 2 回（火曜・木曜）の弁当販売が本庁舎 1 号館 1 階ロビーで行われています。
--	---

（５）業務内容等

別紙 1「令和 8 年度佐倉市役所食堂運営事業（行政財産使用許可） 仕様・条件書」のとおりとします。

（６）事業実施に係る期間（予定事業期間）

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月末日までとします。

使用許可は毎年度行うものとしますが、適正な運営が行われている場合には最長 5 年間継続することを予定しています。なお、この期間には、期間満了または解除に伴う原状復旧に要する期間を含みます。

なお、使用期間が 5 年間に達した後も使用更新を希望する場合には、6 ヶ月前までに書面により市に対して意思表示する必要があります。その上で、それまでの実績を評価した上で、期間の延長ができることとします。

（７）協定書の締結

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づく行政財産の使用許可により、公募型プロポーザルにより決定した第 1 位候補者と協議をした上で、優先的に事業実施にかかる協定書を締結することとします。

（８）使用条件

施設及び使用部分の詳細、使用にあたっての条件等については、別紙 1「佐倉市役所地下食堂運営事業（行政財産使用許可） 公募にかかる仕様・条件書」のとおりとします。

（９）事務局

- ア) 担当部署 佐倉市総務部人事課
- イ) 担当者 清野、阿部
- ウ) 所在地 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町 97 番地
- エ) 連絡先 (電話) 043-484-6210 (FAX) 043-486-2500

オ) 電子メール jinji@city.sakura.lg.jp

2. 参加申込み等

(1) 参加資格

本事業のプロポーザルに参加する者は、公告日から使用許可日までにおいて、次の要件の全てを満たすものとし、複数の事業者による共同提案はできないものとします。また、同一の法人、団体又は代表者が重複して複数の参加申込みを行った場合、その者の提案は無効とします。

- (ア) 現在、飲食店やレストラン等を営んでおり、過去3年以上の業務実績があること。
- (イ) 佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成4年5月1日制定）に基づく指名停止又は佐倉市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成11年11月25日制定）に基づく指名除外を受けていないこと。
- (ウ) 地方自治施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、手続き開始の決定後、佐倉市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。
- (オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うなど暴力団との関係が認められる団体でないこと。
- (カ) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。
- (キ) 国税及び佐倉市税を滞納していないこと。
- (ク) 本要領に定める市の条件に対応できる能力があること。
- (ケ) 経営不振の状況にないと認められること。
- (コ) 必要な許認可を有していること。

(2) 提案書及びプロポーザル時の言語、通貨及び単位等

- (ア) 言語 日本語
- (イ) 通貨 日本国通貨
- (ウ) 単位 計量法（平成4年法律第51号）に定める単位

(3) 公募スケジュール

本事業における公募の実施スケジュールは以下のとおりとします。なお、下記スケジュールは予定であり、変更する場合には関係者へ事前に連絡するものとします。詳細は本公募終了後に協議の場を設けて決定していくこととします。

No	イベント	日時、期限又は期間
1	実施要領公表、募集開始	令和8年10月1日(木)
2	質問書受付締切り	令和8年10月15日(木)
3	質問書回答期限	令和8年10月22日(木)
4	現地見学会(希望者のみ※)	令和8年10月中
5	企画提案書等提出締切り	令和8年11月5日(木)
6	書類審査	令和8年11月6日(金)～13日(金)
7	第1位候補者・次点候補者の決定	令和8年11月16日(月)
8	審査結果の通知	令和8年11月17日(火)
9	協定書締結	令和8年12月以降
10	営業準備(前事業者の原状回復含む)	令和9年2月上旬以降
11	営業開始	令和9年4月1日(木)

(4) 参加申込み

本事業への参加希望者は、以下に示す書類を提出し、参加申込みを行うものとします。提出書類の規格は証明書を除き、原則としてA4版とします。

(ア) 提出書類及び部数

提出書類		内容	部数	備考
①	参加表明書	様式1	1部	
②	登記事項証明書	履歴事項全部証明書	1部	法人
③	身分証明書	本籍地市区町村が証明する身分証明書	1部	個人
④	企画提案申込書	様式3	1部	
⑤	誓約書	様式4	1部	
⑥	会社(業務)概要書	様式5	1部	
⑦	印鑑登録証明書		1部	
⑧	納税証明書 (令和7年分)	「法人税」及び「消費税及び地方消費税」、 (佐倉市内に本社又は営業所がある法人の場合)「法人市民税」の納税証明書	1部	法人
		「申告所得税」及び「消費税及び地方消費	1部	個人

		税」、（佐倉市民の場合）住民税の納税証明書		
⑨	財務諸表類	直近3箇年分の貸借対照表、損益計算書の写し（個人の場合は上記に相当する書類）	1部	
⑩	資格・免許等	運営内容に資格・免許等が必要とされる場合には、その資格・免許等の写し	1部	
⑪	企画提案書	様式6（20ページ以内にまとめて作成）	1部	

※証明書は提出日前3箇月以内に発行されたものに限る。

（イ）提出期限

令和8年11月5日（木） 午後5時15分まで（必着）

（ウ）提出方法

各書類はPDFデータにして期限までに電子メールで提出してください。

提出先のメールアドレスは jinji@city.sakura.lg.jp です。

その上で、各種公的証明書類については、原本を郵送又は持参してください（登記事項証明書／本籍地市区町村が証明する身分証明書／印鑑登録証明書／納税証明書）。

郵送の場合、特定記録等の記録が残る形での送付を推奨します。

持参の場合の提出可能時間は、土日祝日を除く平日の午前9時00分から午後4時30分までとします。

（５）提案のための費用負担

本業務企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とします。

（６）市からの疑義照会

提出のあった企画提案書等の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて市から疑義事項の照会を行うことがありますのでご了承ください。

（７）企画提案書の取扱い

（ア）提出された企画提案書等の著作権は、提案者に帰属します。

（イ）企画提案書等提出後における当該企画提案書等の内容の追加又は変更は原則として認めません。ただし、市からの疑義照会の過程で、市から提供された資料の意味するところを提案者が誤認していたことが明らかとなった場合には、例外として企画提案書等に記載された内容の追加及び変更を認める場合があります。

（ウ）提出された企画提案書等は、一切返却しません。

- (エ) 提出された企画提案書等は、審査等の過程において複製する場合があります。
- (オ) 提出された企画提案書等に対し、佐倉市情報公開条例に基づく開示請求があった場合、個人情報や提案者のノウハウ等の不開示情報に該当すると市が判断した情報を除き、原則開示します。

3. 質問及び回答

(1) 質問書の提出

質問がある場合は、次のとおり書類を提出してください。

(ア) 提出書類

質問書〔様式2〕

(イ) 提出期限

令和8年10月15日（木）午後5時15分まで

(ウ) 提出方法

事務局メールアドレス宛に電子メールに添付して提出してください。

件名の先頭には、

【〔参加者名〕佐倉市役所地下食堂運営事業（行政財産使用許可） 質問書】

を付加してください。

なお、やむを得ない事情により、電子メールによる提出ができない場合は、FAXでの提出を可とします。

電子メール又はFAX送信後は、事務局に電話による確認連絡を行ってください。

質問がない場合、質問書の提出は必要ありません。

(2) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、令和8年10月22日（木）までに電子メール又はFAXにて行うとともに、佐倉市人事課のホームページに掲載します。

なお、質問に対する回答は、本要領の追加又は修正として取り扱います。

4. 審査方法

佐倉市役所庁舎内食堂運営事業に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別に定める評価基準に基づき、各評価項目について評価を行い、総合評価点が最も高い者を第1位候補者として選定します。

なお、後日の内容詳細確認等において、企画提案書における提案内容と著しく異なる事実が判明した場合は、失格することがあります。

(1) 書類審査

提出された企画提案書等について、選定委員会により、評価基準に基づく書類審査を行います。審査は令和8年11月6日から13日までの間で実施する予定としています。

(2) 評価方法

選定委員会において、企画提案書等との内容から総合的に判断し、第1位候補者及び次点候補者を選定します。

(3) 審査結果

審査結果については、令和8年11月17日（火）に、結果の如何にかかわらず書面にて通知するものとします。

なお、選定されなかった者は、選定されなかった理由の説明を求められます。説明を求めるときは、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に書面（様式自由）により請求してください。

審査の経緯及び審査内容に関しての問い合わせには応じられない場合がございます。

また、審査結果に対する異議申立ては受け付けないものとします。

5. 使用許可までの準備等

(1) 詳細協議

提出された提案書等の内容に基づき、市と第1位候補者との事業実施事項詳細の協議を速やかに開始します。

(2) 第1位候補者との協議が整わなかった場合の措置

第1位候補者との協議において合意に至らなかった場合又は第1位候補者が失格となった場合には、次点候補者と協議を行うものとします。

(3) その他

その他使用に関する諸条件については、本実施要項によるもののほか、後日、市と事業者との間で取り交わす協定書において定めることとします。